



# 出産・子育て 応援給付金支給のお知らせ

市では出産と子育てを応援するため、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近な相談に応じ、必要な支援を行う「伴走型相談支援」と、出産応援給付金と子育て応援給付金を支給する「経済的支援」を一体として行う「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を実施します

イメージ図



■伴走型相談支援 妊娠期(妊娠届出時及び8か月)と出産後に保健師・助産師等が面談やアンケートを行い、必要に応じて子育て支援サービスの紹介や相談支援等につなぐなど、子育てに必要な切れ目のない支援を実施します。

■経済的支援 \*所得制限はありません。

種別	支給対象者	支給額
出産応援給付金	妊婦	妊婦1人あたり5万円
子育て応援給付金	乳児の養育者	乳児1人あたり5万円



■対象 令和4年4月1日以降に出産した人(養育者)や妊娠届出をした人で、市の保健師等から面談、アンケートなどを受けた人  
\*令和4年4月1日以降、妊娠届出をし流産・死産された人(給付金申請時点で南島原市に居住する人)も対象です。対象となる人はお申し出ください。

■申請

妊娠・出産の時期	種別	申請内容
令和4年4月1日～令和5年1月31日までに妊娠届出	出産応援給付金	令和5年2月以降に申請案内の通知があります。同封のアンケートに記入の上申請
令和5年2月1日以降に妊娠届出	出産応援給付金	妊娠届出時に面談を実施した上で申請
令和4年4月1日～令和5年1月31日までに出産	子育て応援給付金	令和5年2月以降に申請案内の通知があります。同封のアンケートに記入の上申請
令和5年2月1日以降に出産	子育て応援給付金	出生届出以降に面談を実施した上で申請

■その他

1. 出産応援給付金: 妊娠届を提出時、子ども未来課または各支所窓口での面談後(Web面接可)、申請書に記入して提出
2. 子育て応援給付金: 申請書は出生届出時、各支所窓口でお渡します。出生から1～2カ月後、保健師・助産師等がご自宅を訪問し面談します。面談後申請書とアンケートを提出(郵送可)してください。
3. 申請書に指定された口座へ給付金を振り込みますので、口座番号等は正確に記入ください。
4. 申請に必要な書類 1)申請書兼請求書 2)アンケート 3)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) 4)給付金の振込先がわかる通帳キャッシュカード など、口座番号を確認できるもの  
\*郵送での提出の場合、3) 4)のコピーを添付してください。

■提出先 申請書は 子ども未来課(南有馬庁舎) または 各支所へ提出ください。

【問合せ】 南島原市役所 子ども未来課 子ども保健班

TEL:0957-73-6652 FAX:0957-85-3142